

**リサイクル品トナーカートリッジの製造販売と品質誤認（不競法 2 条 1 項 14 号）
および商標権侵害**

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成 29 年 1 月 31 日
【事 件 番 号】 平成 26 (ワ) 第 12570 号
【事 件 名】 不正競争行為差止等請求事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 不正競争防止法 2 条 1 項 14 号
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448545

事実の概要

X₁（原告）はプリンターおよびトナーカートリッジ等の製造販売業者である（X₁が製造販売するプリンターのうち本件に係るものを「X プリンター」といい、同プリンターに装着するためのトナーカートリッジを「X 純正品」という）。X 純正品には RFID（近距離の無線通信によってやり取りをするための情報を埋め込んだタグ）が搭載されている。また、X 純正品の底面には、X₁の完全親会社である X₂（原告）が商標権（「本件商標権」）を有する登録商標（「本件商標」）が本体に付されている。

Y（被告）は、使用済みの X 純正品のカートリッジにトナーを充填し、その RFID をリセットした上で、これを Y 商品として販売している。Y 商品の底面には本件商標が付されている。Y 商品のうち Y 商品 2 には、商品本体に Y の管理用 Lot ナンバーと「このラベルは、管理用です はがさない様お願いします」と記載されたラベルとともに、「トナーカートリッジ」の表題の下に表が記載されたラベルが貼付されている。また、Y 商品 2 が梱包された箱にはリサイクル品であることを想起させるマークが描かれており、また、X 純正品の製品番号である「TK-441」と大きく記載された下に Y の管理用 Lot ナンバーと「再生回数 回」と記載したラベルが貼付されている。さらに、箱の中に入れられている「ご使用の前の注意」と題する書面には、「弊社リサイクルトナーカートリッジをご使用いただき」などの記載がされている。Y 商品 2 以外の Y 商品には、その包装された箱に「TK-441」との大きな記載の下に Y の管理用 Lot ナンバーと「再生回数 回」と記載されたラベル、

「本製品は純正メーカーが再生したものではありません」との記載、および Y の社名が記載されたラベルが貼付されている。

X プリンターに X 純正品を装着すると、X プリンターのディスプレイに「シテイノトナーガソウチャクサレテイマス」との表示（「本件指定表示」）がされ、また、X プリンターに装着されたトナーカートリッジの状態を示す「STATUS PAGE」（X プリンターに所定の操作をすることにより、使用状態を表示するものであり、印刷することができる。以下、「ステータスページ」）には、トナー残量が 0 から 100%の残量ゲージにより表示される（以下、「トナー残量表示」）。トナーカートリッジを装着したまま使用を継続してトナー残量が不足してくると、X プリンターの使用中そのディスプレイには、「トナーガスクナクナリマシタ」、「トナーヨコウカンシテクダサイ」との表示が現れる。他方、Y 商品も X プリンターに装着すると、そのディスプレイには本件指定表示が表示され、また、ステータスページにも、X 純正品を装着したのと同様のトナー残量表示がされる。さらに、トナーカートリッジを装着したまま使用を継続してトナー残量が不足してきた場合の、X プリンターの使用中のディスプレイの表示も同様である。X プリンターに Y 商品以外のリサイクル品（RFID がリセットされていないもの）を装着すると、「シテイガイノトナーガソウチャクサレテイマス」との表示（「本件指定外表示」）が現れる。

X₁は、Y 商品を X プリンターに装着した際に本件指定表示が現れることが不正競争防止法（「不競法」）2 条 1 項 14 号（商品の品質・内容についての誤認表示。請求当時は 13 号）に該当するとして、

また、 X_2 は、YによるY商品2の製造販売が商標権侵害を構成するとして、それぞれ差止と損害賠償をYに請求した。

判決の要旨

認容。

1 品質、内容につき誤認させる表示か

「プリンターメーカーが純正品と非純正品がその品質により異なるものであると取り扱っている実態からすれば、需要者は、Xプリンターに用いられるべきものとは、プリンターメーカーの X_1 がXプリンターに相応しい一定の品質、内容を有するものとして定めたトナーカートリッジであると理解するものと認められる。

したがって、本件指定表示は、不正競争防止法2条1項14号にいう『品質、内容』の表示であるといえることができる。」

「Y商品が、 X_1 が指定した商品ではない以上、これを『シテイノトナー』として表示することは、これを見た者をして、 X_1 によって指定された商品と誤解させるものであって、『誤認させるような表示』であるといえることができる。」

「Y商品の包装や外箱には、Y商品がリサイクル品であることが理解できる記載がされているが、プリンターメーカーが新品の純正品だけでなく、リサイクル品を販売している例もあるし、プリンターメーカーが定める品質が、プリンターメーカー以外が製造するリサイクル品においてあり得ないとまで断定できない以上、需要者が、Y商品をXプリンターに装着することによりディスプレイに現れる本件指定表示によって、Y商品の品質、内容について誤認するおそれを完全に否定することはできない。」

2 商標権侵害の成否

「Y商品2には、トナーカートリッジの底面に本件商標が付されており、その表示態様は、Y商品2において、商品の出所を識別表示させるものといえる。そしてY商品2は、本件商標の指定商品であるトナーカートリッジであるから、Y商品2を製造販売する行為は、本件商標権の侵害行為を構成するといえる。」

「Y商品2の本体には、製造元等の記載は全く存在しないから、本体に付された上記のような表示ラベルだけでは、本件商品2（ママ）の本体に

付された本件商標の出所表示機能を打ち消す表示として十分なものとはいえない。

また、Y商品2を梱包した箱の記載、あるいは梱包の中に入れている『ご使用前の注意』と題する書面等からすると、Y商品2がリサイクル品であることは需要者に認識されていることが認められないではないが、Y商品2を梱包する箱に、Y商品2が X_2 及びそのグループ会社と無関係に製造されたものであることが明確となる打ち消し表示は何らされておらず、リサイクル品であったとしても、純正品メーカーが製造することがあることを考慮すれば、YがY商品2を製造販売する行為は、需要者に本件商標が付されたY商品2が X_2 及びそのグループ会社を出所とするものであるとの誤認混同を生じさせるおそれがあることは否めない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件はトナーカートリッジのリサイクル品の製造販売が、不競法2条1項14号（以下、単に「14号」ともいう）違反および商標権侵害に問われた事案である。判決はそのいずれも肯定したが、14号との関係では、リサイクル品を本体に装着した際に本体のディスプレイに現れる「シテイノトナー ガソウチャクサレティマス」という本件指定表示が、同号の対象である「品質・内容の表示」に該当することを認めた点、および、リサイクル品であるY商品に付されていた打ち消し表示をもってしても、本件指定表示は14号にいう「誤認させるような表示」ではないとはいえないと評価した点に、本判決の意義がある。

また、商標権侵害については、Y商品2に付された打ち消し表示の効果として商標権侵害の違法性が阻却されるかどうかが大きな争点となり、判決は、違法性は阻却されないとの結論であったが、その検討過程において違法性阻却の判断基準についての考え方が示されており、また、打ち消し表示の態様によっては商標権侵害の違法性が阻却される可能性を認めている。本判決の意義はこうした点にも認められる。

製品本体を低価格で販売し、需要者を囲い込んだ後に、その取替部品や消耗品の高価格販売によって利益を上げるというビジネスモデルが存在

する。本件で問題となったプリンターとトナーカートリッジもそのようなビジネスモデルの典型例の1つである。こうしたビジネスモデルが成功するには、純正の消耗品等について必然的に現れる安い競争品への対抗措置が鍵となる。その際、知的財産権がしばしば利用され、裁判に発展した例も散見される¹⁾。そうしたケースでは、低価格品を販売する競争業者に対する知的財産権を利用した措置が独占禁止法違反を引き起こす可能性もあり²⁾、実際、本件においてもYは、「ステータスページのトナー残量表示機能を司るRFIDのデータと、本件指定表示・本件指定外表示を司るそれを同一のものとして、両者を連動させることにより、不正競争防止法上の問題を生じさせ、これによりリサイクル品を不当に市場から排除しようとしている」として独禁法違反の主張を行った。判決はYの主張を取り上げていないが³⁾、その判示部分は14号違反の範囲と独禁法違反の限界を示すものという意味で注目に値すべきといえよう。

二 本件指定表示は「品質、内容」の表示か

14号の趣旨については、「虚偽または誤認を生じる表示を行う事業者は、適正な表示を行う事業者より競争上、優位に立つこととなり、他方、適正な表示を行う事業者は顧客を奪われ、このような行為を放置すれば、公正な競争秩序を阻害することとなり、誤認惹起行為の不正性は、こうした点に求められる」⁴⁾と述べられている。Yは本件指定表示に関して、「シテイ」の文言は承認料と引換えにお墨付きを与える場合などに用いられるので、需要者は必ずしも「品質、内容」の表示であると認識しないと主張していた。

14号の事例には、形式的な数値や法令による一定の基準など、客観的な事実について誤認させるような表示が問題となったものも存在するが⁵⁾、誤認させられる主体である需要者の認識との乖離を判断基準とする考え方が多くみられる⁶⁾。このような考え方は、需要者が購入の際に重要な指標とする（事業者の側からいえば重要な商品差別化・競争の手段となる）品質・内容について誤認させるような表示を禁止するという上記14号の趣旨に鑑みれば正当なものである。こうしたことから、判決が、「プリンターメーカーが純正品と非純正品がその品質により異なるものであると取り扱っている実態」を考慮し、その結果、「シテイノト

ナー」の表示が「プリンターメーカーのX₁がXプリンターに相応しい一定の品質、内容を有するものとして定めたトナーカートリッジ」であると需要者が理解していることを理由に、本件指定表示が「品質、内容」の表示と判示したことは妥当であると評価できる。

三 本件指定表示は「誤認させるような表示」か

YはY商品がリサイクル品であり純正品であることを否定する打ち消し表示がされていることを1つの根拠として、14号にいう「誤認させるような表示」ではない旨主張した。「誤認させるような表示」に当たるかについては、原産地に関するものではあるが、「当該表示のみに着目するのではなく、当該表示が付された商品全体を観察し、商品の需要者が、当該表示を商品の原産地表示と認識し、真の原産地と異なる地域を原産地と認識するおそれがあるかどうかを検討する必要がある」⁷⁾と述べる判決がある。虚偽または誤認が生じ得る表示によって喚起される不適切な需要を規制するという本号の趣旨からすれば、需要者の実際の購買時を想定して、商品の全体観察を基準とすることは合理的であろう。それゆえ、商品に打ち消し表示が付されており、誤認が生じるおそれが否定されるのであれば本号に該当しないこととなる⁸⁾。

判決は、事実の概要で述べたような態様では、需要者はY商品がリサイクル品であることが理解できても、X₁が製造するリサイクル品であるとの誤認、あるいは、X₁以外のメーカーが製造するリサイクル品のうちX₁が指定する品質を満たしているとの誤認が生じる可能性があると判断し、上記Y主張を採用しなかった。リサイクル品市場には潜在的なX₁も含め複数のリサイクル品メーカーが存在し、競争していることに鑑みるならば、判決の理解も首肯できる。やや厳格な評価であるようにもみえるが、判決はY商品に付されたリサイクル品である旨の打ち消し表示の効果も考慮して損害賠償額を減額している点も踏まえるならば、全体としては妥当な判断と評価できよう。

四 商標権侵害と打ち消し表示

底面に本件商標が付されたY商品2の製造販売が、形式的には本件商標権の侵害に当たることは疑いが無い。しかし、商標の本質的機能は出所表

示機能にあること、また、商標法の目的がそうした出所表示機能を前提とした需要者の誤認防止にあることに鑑みて、出所表示機能を果たさない態様での商標の使用や誤認が生じない場合には、商標権侵害を否定するという考え方が判例および学説において認められている⁹⁾。商品に付された商標の出所を打ち消す表示が付されている場合もそうしたケースの1つであるが、商標権侵害が否定される具体的判断基準は明確とはいえない状況にある¹⁰⁾。

もっとも、出所の混同は侵害要件として法律上は規定されていないし、また、権利の安定性という観点からも、少なくとも打ち消し表示の効果として混同が否定されるだけでは不十分であり、商標の出所表示機能を打ち消すことが求められよう。この点に関連して、打ち消し表示が商標のすぐ近くで目立つ態様で付されていることが必要であるなどとも説かれている¹¹⁾。

本件の場合、Y商品2本体にはリサイクル品であることをうかがわせる表示ラベルが貼付されていただけであって、Yの社名の記載もなかったのであるから、判決が「本件商品2(ママ)の本体に付された本件商標の出所表示機能を打ち消す表示として十分なものとはいえない」としたことは妥当な判断であると思われる¹²⁾。また、リサイクル品であることが明確であったとしても、Y商品2はX₂やそのグループ会社が製造したとの誤解が需要者に生じる可能性は残されているのであるから、判決が、誤認混同が生じるおそれがあり、本件商標の出所表示機能が打ち消されていないと判断したことは止むを得ないであろう。本判決の打ち消し表示に対する判断は厳しいようにも映るが、「本製品は純正品メーカーが再生したものではありません」との記載とYの社名が記載されたラベルが貼付されているY商品2以外のY商品の評価として、「その出所表示機能を明確に打ち消すことも可能」と述べており、逆にいえば、このような打ち消し表示を付すことでリサイクル品の製造販売が許されとの考え方を示したという点では、本判決は全体としてみた場合、バランスがとれているとの評価もできよう(なお、14号との関係では出所表示機能ではなく、本件の場合でいえば「品質、内容を誤認させるおそれ」を打ち消すことが求められるのであり、この点で両者は打ち消すべき対象または内容が異なることとなる)。

●——注

- 1) 代表的な特許権の事例として、インクタンク事件(最判平19・11・8民集61巻8号2989頁)。
- 2) 公取委はトナーカートリッジにICチップを搭載することの独禁法上の評価として、レーザープリンタのメーカーが製品の品質・性能の向上等を目的とする場合には問題ないが、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その範囲を超える場合には一般指定10項(抱き合わせ販売)または14項(競争者に対する取引妨害)として不公正な取引方法(19条)に違反するおそれがあるとの考え方を表明している(平成16年10月21日キャノン株式会社に対する独禁法違反被疑事件の処理について(新聞発表文別紙))。
- 3) この点の判決の主たる理由は、X純正品について施された設定によっても、Y商品がリサイクル品としての競争力を減殺されないというものである。この説示部分は、不公正な取引方法の公正競争阻害性要件を競争減殺の観点から検討したものであり、その評価も正当と思われる。
- 4) 産業構造審議会知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向」(平成4年12月14日)第2章Ⅲ(1)。
- 5) 「一般的なキシリトールガムの約5倍の再石灰化を実現しました」との表示が問題となったキシリトールガム事件(知財高判平18・10・18裁判所ウェブサイト)や、酒税法上ビールに該当しない発泡酒について「ライナビヤー」という名称が問題となったライナビヤー事件(最判昭40・6・4判時414号29頁)等。
- 6) 「全国共通お食事券」が「有効期限を設けない」等の品質を保証する表示かどうか争点となった全国共通お食事券事件(東京地判平26・1・24裁判所ウェブサイト)でも、そうした品質保証の意味が取引者・消費者には認識されていないことを理由に、14号該当性が否定されている。
- 7) 大阪地判平13・3・27裁判所ウェブサイト[中国製靴事件]。
- 8) 田村善之『不正競争法概説[第2版]』(有斐閣、2003年)423頁。
- 9) そうした場合のうち、いわゆる商標の使用については裁判例の蓄積を踏まえ、26条1項6号として明文化されている。
- 10) 総合的な分析として、蘆立順美「商標権侵害と打ち消し表示」パテント65巻13号(別冊パテント8号)(2012年)140頁。
- 11) 田村善之『商標法概説[第2版]』(弘文堂、2000年)155頁。
- 12) なお、箱にYの社名が記載されている場合、商品の購入の時点では混同が生じないが、その利用の段階で生じ得る混同(いわゆる「購買後の混同」)に着目するならば、打ち消し表示は本体に付することが求められよう。